取引の制限等に関する追加規定

1. 追加規定の適用範囲

この追加規定は、別紙「対象規定」記載の各種取引規定(以下、「原規定」といいます。) の一部を構成するとともに原規定と一体として取扱われるものとし、この追加規定に定 めがある事項はこの追加規定の定めが適用され、この追加規定に定めがない事項に関し ては原規定が適用されるものとします。

2. 取引の制限等

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・ 在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届出るものとします。当該預金者 が当行に届出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の 一部を制限することができるものとします。
- (3) 前1項および2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

3. 解約

次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触 する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ② 法令で定める本人確認等における確認事項、および前2.「取引の制限等」第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
- ③ 前2.「取引の制限等」第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が一定期間解消されない場合

4. 適用開始日

2019年10月1日(火)

対象規定

規定名	規定名
当座勘定規定	スーパー変動金利定期預金(複利型)規定
当座勘定規定 (グリーンチェック用)	自動継続スーパー変動金利定期預金(複利型)規定
普通預金等共通規定	据置定期預金規定
普通預金規定	自動継続据置定期預金規定
普通預金(照合表口)規定	自動つみたて定期預金規定
貯蓄預金規定	目的つみたて定期預金規定
納税準備預金規定	財形定期預金(積立式)規定
証書式通知預金規定	財形定期預金(積立式)規定(「ご契約の証」不発行扱い)
通帳式通知預金規定	財形住宅預金規定
通知預金(照合表口)規定	財形住宅預金規定(「ご契約の証」不発行扱い)
総合口座取引規定	財形年金預金規定
定期預金共通規定	財形年金預金規定(「ご契約の証」不発行扱い)
期日指定定期預金規定	通知預金(特例型)規定(証書式)
自動継続期日指定定期預金規定	通知預金(特例型)規定(通帳式)
自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定	もみじ特約付外貨定期預金規定
自動継続自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定	外貨定期預金規定
自由金利型定期預金規定	外貨普通預金規定
自動継続自由金利型定期預金規定	外貨普通預金規定(照合表口)
スーパー変動金利定期預金(単利型)規定	譲渡性預金規定
自動継続スーパー変動金利定期預金(単利型)規定	

以上